

「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について」(概要)

※平成25年11月22日公表

- 平成25年4月26日の男女共同参画会議における「女子差別撤廃委員会の見解の対応に係る取組状況の監視を行い、同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見の取りまとめを行う」旨の決定を受けて、25年5月以降、関係府省・NGOからのヒアリングを行いつつ、女子差別撤廃委員会の最終見解(平成21年8月)における指摘事項への各府省の対応状況の監視結果を意見として取りまとめ。

1. 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る取組状況に関する意見 → 政府に対し、以下の意見を踏まえた更なる取組を求める

(1) 総論

- 第3次男女共同参画基本計画の具体的施策の一層の推進、最終見解の指摘事項についての締約国としての誠実な対応
- 地域における活動に関する先進事例等の情報収集・提供、ネットワークの構築
- 地域における取組が幅広い年齢層によって支えられるよう、とりわけ若年層に対して身近な問題に関わりを持たせるなどの男女共同参画への関心を高めるための情報提供、広報啓発

(2) 各論

- 婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度導入等に係る民法等の改正のための法案提出に向けた努力の継続 等
- 「2020年30%の目標」に向けた計画的取組の継続、ポジティブ・アクションに取り組む企業の社会的評価が高まるような施策の推進 等
- 女性に対する暴力を始めとする男女共同参画に関わる研修の充実、「女性に対する暴力をなくす運動」と他の啓発活動との相乗効果が上がるような広報や取組の工夫 等
- 妊娠・出産を含めた心身の健康保持についての情報提供・相談体制の強化 等
- 配偶者等からの暴力被害者に関する情報等について多言語での情報提供の充実、離婚時の養育費取決めの際に調停手続等の利用を促進するための手続の一層の周知 等
- 女子差別撤廃委員会が今後表明する最終見解について国内本部機構の監視機能の一層の強化 等

2. 次期定期報告を準備する際に留意すべき事項 → 政府に対し、次期定期報告の準備に当たって以下の事項についての留意を求める

(1) 総論

- 国連の定める報告書作成のガイドラインを踏まえて、現状分析、改善のための方策、進捗状況等とともに、現段階で実施困難な事項についての理由・今後の見通し等についても記載すること。
- 政府の取組と最終見解における個別の指摘事項との対応が明らかとなるように工夫すること。
- 報告作成に当たっては、NGO等との建設的対話を進めること。
- 女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけた最近の取組についても盛り込むこと。
- 東日本大震災を機に顕在化した防災・復興における課題への対応について盛り込むこと。 等

(2) 各論

- 嫡出でない子の相続分規定に関する平成25年9月の最高裁決定の内容とそれを踏まえた法改正状況を盛り込むこと。
- 女子差別撤廃条約選択議定書の批准についての政府内における具体的検討状況を盛り込むこと。
- 男女雇用機会均等法の間接差別の定義に関する労働政策審議会雇用均等分科会における議論の状況とこれを踏まえた対応状況を盛り込むこと。
- 性犯罪への対策の推進についての女性に対する暴力に関する専門調査会の提言内容を記載すること。
- 刑法の墮胎罪の規定に関する考え方、母体保護法に関する説明を盛り込むこと。
- 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准に関する検討状況・課題を盛り込むこと 等

監視専門調査会

「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」（概要）

- 男女共同参画会議決定（平成25年4月26日）を受け、監視専門調査会の下に防災・復興ワーキング・グループを設置。
- 関係府省から施策の取組状況を聴取し、有識者から意見聴取を行った結果を踏まえ、意見を取りまとめ。
- 政府に対し、関係府省が連携を図りながら、施策をより一層強力に推進することを求める。

<今後政府が行うべき施策の方向性>

1 防災における男女共同参画の推進

(1) 地方防災会議

地方防災会議の委員に占める女性の割合を一層高める。

都道府県防災会議

現状 10.7%

（初めて女性のいない会議ゼロ）

⇒ **少なくとも30%へ**

市区町村防災会議

現状6.2%（女性ゼロ32.3%）

⇒ **女性のいない会議ゼロへ**

(2) 国・地方の防災担当職員

「隗より始めよ」の観点から、防災担当部局の管理職への女性の登用を含め、**女性の採用・登用を拡大**（地方公共団体にも働きかけ）。

男女共同参画の視点からの災害対応について**研修を実施**。

(3) 消防団・自主防災組織

消防団、自主防災組織への女性の参画を促進。

女性消防団員がいる消防団

現状 59.4%

⇒ **女性のいない消防団ゼロへ**

自主防災組織の研修等に男女共同参画の視点を反映。

(4) 男女共同参画センター等

男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点へ。

モデル事業の実施及び成果の周知等を通じて、働きかけ。



2 復興における男女共同参画の推進

(1) 女性の活躍推進

女性が活躍している事例等を積極的に情報発信。

農山漁村に残る意識や因習等を見直し、政策・方針決定過程への**女性の参画を拡大**。



(2) 男女別統計の充実

統計情報について、可能な限り、**男女別データを把握**することが必要であることを改めて共有。

被災地の住民を対象に意向調査を行う場合は、世帯の構成員ごとの意識の相違が把握できるよう工夫を働きかけ。

(3) 災害・復興時における女性や子どもに対する暴力

男女共同参画の視点からの対応について研修等を行うことを通じて、**支援者や復興に従事する職員等の理解を一層促進**。



3 国際的な対応

第58回国連婦人の地位委員会（2014.3）における決議の再提出、及び第3回国連防災世界会議（2015.3）に向けて

災害から回復する力を持つ社会を構築するには、**平常時からジェンダー平等が重要**。

東日本大震災の**経験を国際社会と共有**。